

# おさるべき 105シリーズ

- ① 105条1項～5項
- ② 105条の2第1項へ4項
- ③ 105条の292条1項～3項  
105条の293条1項、2項
- ④ 105条の294条1項～4項
- ⑤ 105条の295  
105条の296 第1項～4項
- ⑥ 105条の297～105条の2910
- ⑦ 105条の2911
- ⑧ 105条の2912、105条の3
- ⑨ 105条の4～105条の6
- ⑩ 105条の7

テープコード

--	--	--

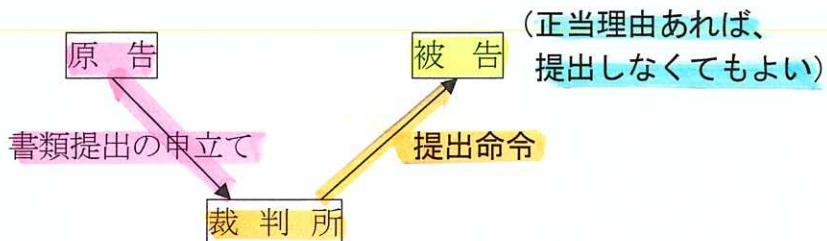
## 特許法105条：書類の提出等

- 1 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。  
ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。
- 3 裁判所は、前項の場合において、第1項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。
- 4 裁判所は、第2項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員（民事訴訟法 第一編 第五章 第二節 第一款に規定する専門委員をいう。第105条の2の6第4項において同じ。）に対し、当該書類を開示することができる。  
*民訴法92年92へ*
- 5 前各項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

テーブコード

--	--	--

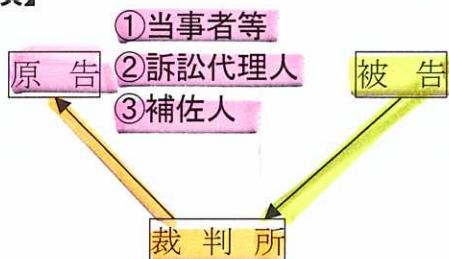
**【105条1項】** *〔証拠の偏在は正の為〕*



**【105条2項】** *インカメラ手続*



**【105条3項】**



**【105条4項】** *H30改正*

裁判所がインカメラで書類の必要性や正当理由の有無を判断できない場合に、当事者の同意を得た上で、専門委員（技術専門家）がインカメラ手続に関与できるようにしたのである。

**【105条5項】**

105条1項～4項（書証の提出）の規定を、検証物の提示に準用。  
〔H30改正にて、従来の105条4項が5項に条文移動した。〕

テープコード

--	--	--

## 特許法105条の2：査証人に対する査証の命令

1項：裁判所は、特許権の侵害訴訟において、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持する書類等について証拠の収集が必要であると認められる場合において、侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められ、かつ、申立人が自ら又は他の手段によっては、当該証拠の収集ができないと見込まれるときは、相手方の意見を聴いて、査証人に対し、査証を命ずることができる。

ただし、当該証拠の収集に要すべき時間又は査証を受ける当事者の負担が不相当なものとなるときは、この限りでない。（相当性）

2項：査証の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

1号：侵害を疑うに足りる相当な理由があると認められるべき事由（蓋然性）

2号：査証の対象とすべき書類等を特定するに足りる事項及び書類等の所在地

3号：立証されるべき事実及びこれと査証により得られる証拠との関係

4号：申立人が自ら又は他の手段によっては、前号の証拠収集ができない理由（補充性）

5号：105条の2の4第2項の裁判所の許可を受けようとする場合にあっては、当該許可に係る措置及びその必要性

3項：裁判所は、1項の命令後において、同項ただし書に規定する事情により査証をすることが相当でないと認められるに至ったときは、（職権で）その命令を取り消すことができる。

by 青本

4項：査証の命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。（=1週間以内にする不服申立て）

## 【青本 105条の2参考】

方法の発明やプログラム関連発明に係る特許権の侵害の可能性がある場合、円滑な証拠収集を可能とすべく、中立な技術専門家が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度（査証制度）を創設した。

1項は、裁判所は、特許権等の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、相手方の意見を聴いた上で、査証人に対し査証を命ずることができる旨を規定している。査証制度は、査証を受ける当事者に一定の負担を課するものであることから、厳格な要件を定める必要がある。本項は、査証命令の発令要件として、

- ① 立証されるべき事実（特許権侵害の事実等）の有無を判断するため、証拠の収集が必要であること（必要性）、
- ② 特許権等を相手方が侵害したことを疑うに足りる相当な理由があること（侵害の蓋然性）、
- ③ 申立人が自ら又は他の手段によっては、証拠の収集を行うことができないと見込まれること（補充性）、そして、
- ④ 当該証拠の収集に要すべき時間又は査証を受けるべき当事者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でないと認められる場合でないこと（相当性）の4要件を定めている。

テーブコード

--	--	--

なお、相当性要件については、相手方が主張しなければならない申立棄却事由として運用されることを想定している。また、裁判所が発令要件を適切に判断するとともに、発令後に円滑な査証を実施できるよう、裁判所が査証命令を発令する際には、相手方の意見を聴くこととしている。

2項は、査証の申立てのために必要となる申立書の記載事項を規定している。

3項は、裁判所が査証命令をした後に、相当性を欠くと認められるに至ったときは、職権により、査証命令を取り消すことができる旨を規定している。

4項は、査証命令の申立てについての決定（認容又は却下）については、即時抗告をすると能够ると定めている。

即時抗告の審理については、一定の審理期間を要することになるが、査証を円滑に実施するため、迅速な審理が期待される。

## [字句の解釈]

### 1 <上記③における「補充性」>

査証は、専門家が製造現場等に赴き現地調査を行うものであり、相手方に一定の負担を課すことから、査証命令の発令要件として、補充性を規定している。具体的には、申立人自らの収集、相手方の任意提出、裁判所の書類提出命令等によって容易に証拠を収集できる場合は、補充性要件を満たさず、査証の発令要件は満たさない。しかし、必ずしも書類提出命令等の手続を経た後でなければ、補充性要件を満たさないというものではなく、他の手段では十分な証拠を収集することができないと見込まれ、かつ、査証によって、より直截的かつ効率的に証拠を収集できる場合に、補充性要件を満たすものと考えられる。

### 2 <上記④における「相当性」>

査証は、相手方に一定の負担を課すものであり、濫用を防ぐ必要があることから、査証命令の発令要件として、相当性を規定している。具体的には、

①「証拠の収集に要すべき時間…が不相当なものとなる」場合

（例えば、長期間の操業停止を強いられる査証が申し立てられた場合等）、

②「査証を受けるべき者の負担が不相当なものとなる」場合

（例えば、相手方に巨額の負担が発生する査証が申し立てられた場合等）、

そして、

③「その他の事情」がある場合

（①②以外で諸般の事情（請求の内容や証拠の必要性等）を考慮して、裁判所

が査証をすることが相当でないと判断した場合）には、

査証の申立てを棄却することを認めることとしている。

テーブコード

--	--	--

## 特許法105条の2の2：査証人の指定等

- 1項：査証は、査証人がする。
- 2項：査証人は、裁判所が指定する。
- 3項：裁判所は、円滑に査証をするために必要と認められるときは、当事者の申立てにより、執行官に対し、査証人が査証をするに際して必要な援助をすることを命ずることができる。

### 【青本105条の2の2参照】

本条は、査証の実施主体について規定している。

- 1項は、査証は、査証人が実施する旨を規定している。
- 2項は、査証人は裁判所が指定する旨を規定している。

査証人は裁判所から査証命令を受けて、証拠となるべきものを収集する者であり、中立公正な第三者が指定される必要がある。また、侵害が争われている特許権等に応じた専門的知見を備えている者であることも必要である。

かかる理由から、民訴法上の鑑定人と同様、裁判所が査証人を指定することとしている（民訴213条参照）。具体的には、係争の対象となっている特許について専門的な知見を有する弁護士、弁理士、研究者等の中から、指定されることを想定している。

3項は、裁判所の執行官に対する援助の命令を規定する。査証の主たる実施主体はあくまで査証人であるが、相手方の協力が十分に得られないこと等により、査証人単体では円滑に査証が実施されない場合が想定される。こうした場合に備えて、裁判所の命令により、執行官が査証人による質問や書類等提示要求の補助をすることができる旨を定めている。

## 特許法105条の2の3：忌避

- 1項：査証人について誠実に査証をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その査証人が査証をする前に、これを忌避できる。査証人が査証をした場合でも、その後に、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。
- 2項：民214条2項から4項までの規定は、前項の忌避の申立て及びこれに対する決定について準用する。この場合において、同条2項中「受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

### 【青本105条の2の3参照】

1項は、査証人の中立性確保の観点から、査証人として指定された者について、当事者が誠実に査証をすることができないとの疑惑を持つことが客観的に相当であると認められるときには、これを排除することができるとするものである。

2項は、民事訴訟法214条2項から4項までの規定を準用し、忌避の申立ては裁判所にしなければならないこと（同条2項準用）、忌避を理由があるとする決定に對しては不服を申し立てることができないこと（同条3項準用）、忌避を理由がないとする決定に對しては即時抗告をすることができる（同条4項準用）を定めている。

テープコード

--	--	--

## 特許法105条の2の4：査証

- 1項：査証人は、105条の2第1項の命令が発せられたときは、査証をし、その結果についての報告書（査証報告書）を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。
- 2項：査証人は、査証をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場等に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができるほか、装置の作動、計測、実験その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置をとることができる。
- 3項：執行官は、105条の2の2第3項の必要な援助をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場等に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、査証人を補助するため、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができる。
- 4項：前2項の場合において、査証を受ける当事者は、査証人及び執行官に対し、査証に必要な協力をしなければならない。

## 【青本 105条の2の4参考】

本条は、査証人及び執行官の権限、査証を受ける当事者の協力義務を規定する。

1項は、査証人は査証をした後、その結果についてまとめた査証報告書を作成し、裁判所に提出しなければならない旨を規定している。

当該査証報告書が105条の2の6に規定する非開示手続を経た後、謄写等され、当事者の申出により書証として証拠調べの対象となる。

2項は、査証人の権限として、工場等への立入り、質問、書類等提示要求、装置の作動（例えば、被疑侵害物品を製造する機械の作動等）、計測（例えば、侵害が疑われる製造工程における中間生成物の形状、硬度、濃度等の測定等）、実験（例えば、侵害が疑われる製造工程における中間生成物の成分分析、安全性試験等）、その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置をとることができる規定している。

3項は、執行官の権限として、工場等への立入り並びに査証人を補助するための質問及び書類等提示要求を規定している。装置の作動、計測、実験等については、査証人がその専門的知見に基づいて行う措置であることから、執行官はこれらを行うことはできない。

4項は、査証を受ける当事者の査証協力義務を定めている。現行民事訴訟法上、真実発見の観点から文書提出義務（民訴220条）や検証協力義務が認められているところ、特許権侵害訴訟における証拠の偏在という特殊性や、国家による特許権保護の必要性に鑑み、新たに査証を受ける当事者に対する協力義務を課している。なお、実際の査証においては、査証を受ける当事者の営業秘密保護の観点から、査証を受ける当事者及びその代理人の立会いは認められるが、査証の申立人及びその代理人や第三者の立会いは想定していない。

テープコード

--	--	--

## 特許法105条の2の5：査証を受ける当事者が立入りを拒む場合等の効果等

査証を受ける当事者が前条2項の規定による査証人の工場等への立入りの要求若しくは質問若しくは書類等の提示の要求又は装置の作動、計測、実験その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置の要求に対し、正当な理由なくこれらに応じないときは、裁判所は、立証されるべき事実に関する申立人の主張を真実と認めることができる。〔民訴224条〕

### 【青本105条の2の5参照】

本条は、査証を受ける当事者が査証人の要求に正当な理由なく応じない場合の制裁（**真実擬制**）を規定している。

民事訴訟法上、文書提出命令や検証物提示命令に従わない場合、文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる（民訴224条1項）。

文書提出義務や検証協力義務と同じく真実発見のための公法上の義務である査証協力義務についても、同様の制裁を設けることが適切であることから、査証人の工場等への立入要求等、査証人の要求に正当な理由なく応じない場合には、裁判所は、「立証されるべき事実」に関する申立人の主張（105条の2第2項3号）を真実と認めることができるとしている。

## 特許法105条の2の6：査証報告書の写しの送達等

- 1項：裁判所は、査証報告書が提出されたときは、その写しを、査証を受けた当事者に送達しなければならない。
- 2項：査証を受けた当事者は、査証報告書の写しの送達を受けた日から2週間以内に、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないことを申し立てることができる。…**非開示の申立て**
- 3項：裁判所は、前項の規定による申立てがあった場合において、正当な理由があると認めるときは、決定で、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないこととすることができる。
- 4項：裁判所は、前項に規定する正当な理由があるかどうかについて査証報告書の全部又は一部を開示してその意見を聴く必要があると認めるときは、当事者等、訴訟代理人、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示することができる。ただし、当事者等、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示するときは、あらかじめ査証を受けた当事者の同意を得なければならない。

### 【ポイント】但書に「訴訟代理人」がいるのは何故か？

：訴訟代理人（弁護士等）については、弁護士法による懲戒等によって、十分に営業秘密の漏洩を防止する措置が講じられているため、訴訟代理人に対する開示については、当事者の同意は必要としていない。

- 5項：第2項の申立てを却下する決定及び第3項の査証報告書の全部又は一部を開示しないこととする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

テープコード

--	--	--

## 【青本 105 条の 2 の 6 参照】

査証人が作成し、裁判所に提出する査証報告書（原査証報告書）には、特許権の侵害立証に必要でない営業秘密等が含まれる可能性があり、これを査証の申立人に開示することは適切でない。本条は非開示手続等を規定するものである。

1 項は、査証人から原査証報告書が提出されたときは、裁判所は査証を受けた当事者にその写しを送達しなければならないと規定している。

2 項は、査証を受けた当事者が、原査証報告書の写しの送達を受けた日から 2 週間以内に、その全部又は一部の非開示を申し立てることができると規定する。

3 項は、前項の申立てがあった場合において、原査証報告書の全部又は一部を非開示とすべき「正当な理由」があると認められる場合に、裁判所が決定により非開示とすることができますとしている。

4 項は、裁判所が 3 項の「正当な理由」の有無を判断するに際して、査証報告書の全部又は一部を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人、補佐人、専門委員に対し、これを開示できるとする。

これは、査証報告書については、原則、裁判所及び査証を受けた当事者のみ閲覧できるが、査証報告書の全部又は一部を非開示とする「正当な理由」があるか否かを判断するに際して、裁判所が関係者や専門家に意見を聴くことが必要な場合がある。かかる場合、書類提出命令の必要性又は提出を拒む「正当な理由」の判断の場合と同様、当事者等、訴訟代理人、補佐人又は専門委員に査証報告書を開示できることとしている（105 条 3 項、4 項参照）。なお、開示範囲は、裁判所が「正当な理由」の判断に当たって意見を聴くことが必要な部分について行われることとなる。

書類提出命令の場合、専門委員に対する開示については、当事者の同意が必要となるが（105 条 4 項）、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対する開示については、特段の同意は必要ではない。他方、査証報告書の場合は、査証人が実際に特許権の被疑侵害者の工場等に立ち入り、装置の作動等を行った上で収集した侵害の有無に関する事実が記載されていることから、一般文書と比べて多分に営業秘密が記載されているものと考えられる。よって、書類提出命令の場合と比べて、営業秘密の漏洩を防止する措置をより厳重に講じるべきであることから、4 項ただし書において、当事者等、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示するときは、あらかじめ査証を受けた当事者の同意を得なければならない旨を規定している。

なお、訴訟代理人に対する開示については、当事者の同意は必要としていないが、これは訴訟代理人（弁護士等）については、弁護士法による懲戒等によって、十分に営業秘密の漏洩を防止する措置が講じられているためである。

5 項は、非開示申立の却下決定及び非開示決定に対し、即時抗告ができる旨規定したものである。

テープコード

--	--	--

## 特許法105条の2の7：査証報告書の閲覧等

- 1項：申立人及び査証を受けた当事者は、前条2項の期間内（査証報告書送達日から2週間以内）に査証を受けた当事者の申立てがなかったとき、又は同項の規定による申立てについての裁判が確定したときは、裁判所書記官に対し、同条3項の規定により全部を開示しないこととされた場合を除き、査証報告書（同項の規定により一部を開示しないこととされた場合にあっては、当該一部の記載を除く。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
- 2項：前項に規定する場合のほか、何人も、その提出された査証報告書の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を求めることができない。
- 3項：民訴91条4項及び5項の規定は、第1項に規定する査証報告書について準用する。この場合において、同条4項中「前項」とあるのは「特105条の2の7第1項」と、「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は査証を受けた当事者」と読み替えるものとする。

### 【青本105条の2の7参照】

査証報告書には営業秘密が記載されているため、その閲覧等は、侵害立証の必要性と営業秘密の漏洩防止の観点から、必要最小限度に限るべきである。

1項は、(1) 査証報告書の写しの送達を受けた日から2週間以内に、査証を受けた当事者から報告書の非開示の申立てがなかったとき、又は、(2) 非開示の申立てについて、全部開示、一部非開示、全部非開示といった裁判が確定したときには、査証の申立人又は査証を受けた当事者は、裁判所書記官に対し、全部非開示の場合を除いて、査証報告書の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求すると定めている。査証の申立人又は査証を受けた当事者は、当該査証報告書について、必要に応じて書証として提出し（民訴219条）、その後の訴訟手続で利用することとなる。なお、非開示手続後の査証報告書にも営業秘密等が記載されていることから、民訴92条の規定に基づき、裁判所は当事者の申立てにより、当該査証報告書の閲覧等の請求ができる者を当事者に限ることができる。

2項は、1項に定める申立人又は査証を受けた当事者の閲覧等請求の場合を除いては、何人も査証報告書の閲覧等を求めることができないとしている。これは、査証報告書に記載された営業秘密に配慮して、訴訟関係者以外の閲覧等を禁じたものである。

3項は、民訴91条4項及び5項の規定は、1項に規定する査証報告書について準用すると定めている。

テープコード

--	--	--

民訴 91 条 4 項は、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープに関しては、同条 3 項を適用しない代わりに、当事者等の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならないと規定している。

査証報告書についても、録音テープやビデオテープが含まれる場合が想定されるが、この場合においては、民訴 91 条 4 項が準用され、当事者は裁判所書記官にその複製を求めることができることとなる。また、民訴 91 条 5 項は、訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないとしているが、これを 3 項で査証報告書の場合にも準用し、濫用的な閲覧等請求による弊害を防止している。

## 特許法 105 条の 2 の 8 : 査証人の証言拒絶権

1 項：査証人又は査証人であった者が査証に関して知得した秘密に関する事項について証人として尋問を受ける場合には、その証言を拒むことができる。

2 項：民訴 197 条 2 項（証人が黙秘義務免除を免除された場合は証言拒絶不可）の規定は、前項の場合に準用する。

### 【200 条の 2】

査証人又は査証人であった者が査証に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

### 【青本 105 条の 2 の 8 参照】

1 項は、査証人又は査証人であった者が査証に関して知得した秘密に関する事項について証人として尋問を受ける場合には、その証言を拒むことができると規定している。査証人は、他人の工場等に立ち入り、営業秘密を始めとする秘密を知得することが想定される。こうした秘密漏洩を防止するためには、訴訟において、査証に関して知得した秘密に関する事項につき、査証人又は査証人であった者が証人として尋問を受ける場合に証言を拒むことができるよう措置する必要がある。本項はこうした事情に鑑み、民訴 197 条 1 項と同様に、査証人又は査証人であった者の証言拒絶権を定めている。

査証人は守秘義務を負う（200 条の 2）が、2 項は、民訴 197 条 2 項を準用し、1 項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しないこととしている。

テーブコード

--	--	--

## 特許法105条の2の9：査証人の旅費等

査証人に関する旅費、日当及び宿泊料並びに査証料及び査証に必要な費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律中これらに関する規定の例による。

### 【青本105条の2の9参照】

査証人の旅費等は、民訴費用等に関する法律の規定の例によることを定めている。本条は、査証人の旅費等についても、訴訟費用として民事訴訟費用等に関する法律の規定の例によることとし、

査証人についても旅費等を請求できること（正当理由なく査証を拒んだ者を除く）

査証料を請求できること、

査証に必要な費用の支払等を受けること、

査証人があらかじめ旅費等又は査証料や査証に必要な費用の支払等を受けた場合において、正当な理由がなく、査証を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならないこと、

査証人に支給すべき査証料の額は、裁判所が相当と認めるところによること等を規定したものである。

なお、民訴法61条の規定により、本規定により訴訟費用とされる査証関連の費用は、敗訴の当事者の負担となる。

また、必ずしも訴訟費用には含まれない費用であって、

査証を受けた当事者に発生する費用

（例えば、査証のために提供した中間生成品にかかる費用等）

については、民訴法上の鑑定や検証と同様、査証を受けた当事者の負担となるが、査証命令の発令要件に「相当性」を規定する以上、過度な負担が発生する査証は、そもそも要件を満たさず実施されないものと考えられる。

## 特許法105条の2の10：最高裁判所規則への委任

この法律に定めるもののほか、105条の2から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 特許法65条6項：補償金請求権における準用規定

査証制度の規定（105-2～105-2-10）は、補償金請求権に準用されている。

ちなみに、査証制度は、「実・意・商」では準用されていない。

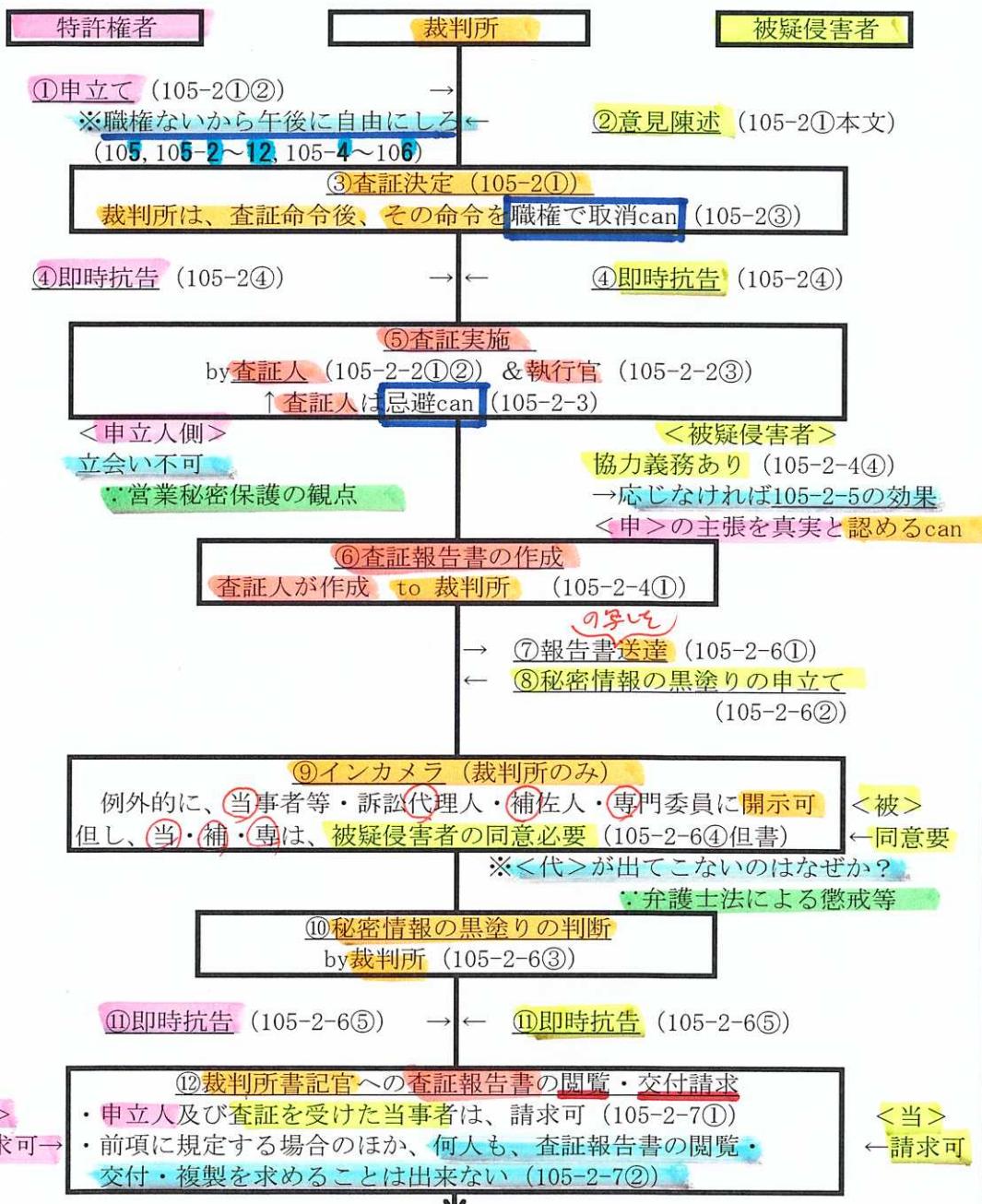
∴ 侵害訴訟において専門家による強制的な証拠収集が必要であるとのニーズが企業から寄せられなかったため（青本意41条参照）。

テープコード

--	--	--

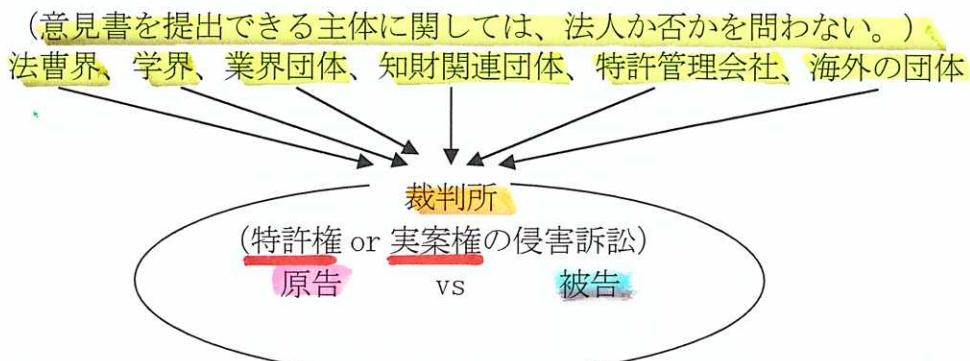
## 特許法105条の2～105条の2の10（査証制度のまとめ）

方法の発明やソフトウェア関連発明に係る特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行ない、裁判所に報告書を提出する制度（特105-2～105-2-10）



## 特許法105条の2の11：第三者の意見 ~~東京地裁の大阪地裁~~

- 1 民事訴訟法6条1項各号に定める裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟の第一審において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、意見を記載した書面の提出を求めることができる。
  - 2 民事訴訟法6条1項各号に定める裁判所が第一審としてした特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟についての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、意見を記載した書面の提出を求めることができる。
  - 3 当事者は、裁判所書記官に対し、前2項の規定により提出された書面の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
  - 4 民事訴訟法91条5項(※)の規定は、第1項及び2項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写について準用する。
- (※) …訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。



テープコード

--	--	--

## R3改正本 第2章 (P.39~46) 第三者意見募集制度=日本版アミカスプローフ制度

## &lt;R3改正にて本制度を導入した趣旨&gt;

近年の特許を巡る情勢の変化に起因して、特許権等侵害訴訟における裁判所の判断が当該訴訟の当事者等以外の第三者に対して事実上の大きな影響を及ぼす場面が増える可能性があり、それに伴って、意見募集を行うことが望ましい事件が増加することが考えられる。

そこで、複雑な問題点を含む特許権又は実用新案権の侵害訴訟において、当事者の申立てを条件として、裁判所が広く一般の第三者から意見を募集することができる制度を創設した(105条の3の11)。

## &lt;規定の内容&gt;

## 1. 第1項及び第2項

東京地裁→東京高裁

大阪地裁→東京高裁

「意見募集の主体となる裁判所」及び「意見募集のための要件」を規定する。

1項は東京地方裁判所及び大阪地方裁判所が第一審となる場合について、

2項は東京高等裁判所が控訴審となる場合について規定している。

「当事者の申立て」を要件としたのは、第三者意見募集制度を当事者による証拠収集手続の一つとして位置付けたためである。

また、意見募集を行うか否かの判断については、裁判所が、当事者の意見を聴いた上で、① 当事者による証拠収集の困難性、② 判決の第三者に対する影響の程度など、様々な事情を総合的に考慮して、その必要性を判断する。

① 証拠収集の困難性に関し、例えば、当事者が属する業界外の業界における事業実態に関する証拠は、当事者にとって相当程度収集が困難であると考えられる。

② 判決の第三者への影響に関し、例えば、標準必須特許のような特許に関する民間の取決め・商慣行等に関係する侵害事案や、AI・IoT分野の先端技術のような様々な業界の製品に広く用いられる技術に関係する侵害事案等であって、特許法の解釈又は適用について定説のない事項に関する判決は、第三者に影響を与えるものと考えられる。

さらに、裁判所が「他の当事者」の意見を聴かなければならないこととしたのは、意見募集を行うに適した事案であるか否かについて、「他の当事者」が意見を述べる機会を保障するためである。例えば、原告が一当事者、被告が二当事者の訴訟において、被告の一方が申立てを行った場合には、原告のみならずもう一方の被告も「他の当事者」である。したがって、かかる場合には、裁判所は、原告のみならずもう一方の被告の意見も聴かなければならない。

テーブコード

--	--	--

裁判所は、「当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項」についての意見を求めることができる。特許法の適用に関する事項はもちろんのこと、他の法律の適用に関する事項や商慣行等の事実に関する事項についても意見を求めることができる。

なお、本条でいう「意見」には字義通りの「意見」のみならず単なる情報も含まれる。

## 2. 第3項（提出された意見書の閲覧、謄写等の請求）

当事者は、第三者が裁判所に提出した意見書の閲覧、謄写等を請求できる。

他方、第三者から提出される意見書は、当事者が書証として提出しない限り、訴訟記録に含まれないため、当事者以外の者は閲覧、謄写等を請求できない。

## 4. 第4項（意見書の閲覧、謄写等の請求の制限）

意見書の閲覧、謄写等の請求は、意見書の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない（民訴91条5項準用）。

## 5. その他

### ① 意見書の取扱い

第三者が裁判所に提出した意見書は訴訟記録を構成しないと解される（したがって、民訴91条とは別に、本条3項、4項の規定が設けられた）。各当事者は、提出された意見書を閲覧、謄写等した上で、各自が裁判所の判断の基礎とすることを望むものについては、裁判所に書証として提出する必要がある。

### ② 意見募集の告知方法

意見募集の告知方法について、特段の規定はないが、裁判所のウェブサイトにおいて告知することが想定される。

### ③ 意見提出のための働きかけ

意見募集が行われた場合において、当事者又はその訴訟代理人が第三者に対して意見書を提出するよう働きかけを行うことは、意見書作成費等の対価の供与も含め、禁止されるものではない。

## 6. 準用

第三者意見募集制度の趣旨は補償金請求訴訟や実案権侵害訴訟においても妥当するから、特65条6項や実30条において、特105条の2の11を準用することとした。

テープコード

--	--	--

## 特許法105条の2の12：損害計算のための鑑定

侵害訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

## 特許法105条の3：相当な損害額の認定

侵害訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するため必要な事實を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

## 特許法105条の4：秘密保持命令（違反すると、200条の3の罪に該当）

### 【105条の4第1項】

1項1号、2号は、**秘**命令がなされるために疎明を要する事項を規定している。

- 一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（105条3項の規定により開示された書類、105条の2の6第4項（←R3改正にて、105条の2第4項1項となった。）の規定により開示された査証報告書の全部若しくは一部又は105条の7第4項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
- 二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。



秘保命令は、命令を受けた者に対する決定書の送達時から、効力を生ずる（4項）。

--	--	--

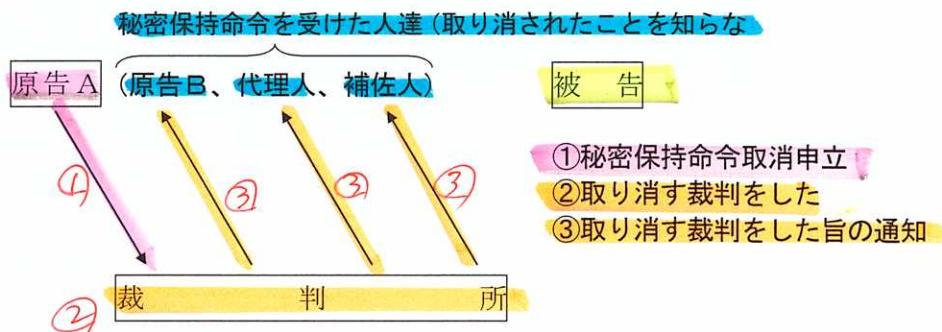
## 特許法105条の5：秘密保持命令の取消し

## 【105条の5第1項、2項、3項】



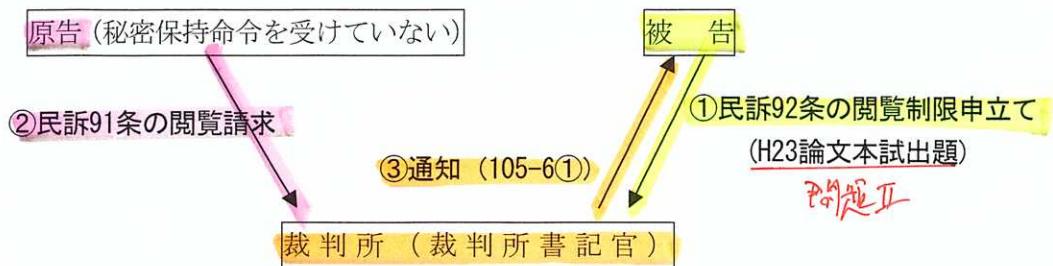
【105条の5第4項】取消の効果は、確定によって生ずる。

## 【105条の5第5項】



--	--	--

## 特許法105条の6：訴訟記録の閲覧等の請求の通知等



閲覧請求日から2週間は、秘密記載部分の閲覧をさせてはならない (105-6②)。

もっとも、閲覧制限申立てをした当事者全員の同意あれば、閲覧可 (105-6③)

この2週間に、被告は秘密保持命令申立てをするとよい。

∴ 申立ての裁判が確定するまで閲覧等させないこととなるから (2項かっこ書)。

## 特許法105条の7：当事者尋問等の公開停止 (特・実・不にあり、意・商・著になし)

~~技術系~~

非技術系

- ← 非公開尋問決定に先立つ当事者等への意見聴取 (2項)
- ← 陳述すべき内容を記載した書面提示の要求 (3項)
- ← 提示された書面を代理人等に開示して意見を求める (4項)
- ← 非公開尋問決定 (1項、5項) by 裁判官の全員一致
- ← 理由を述べて公衆を退廷させる (5項)
- ← 非公開尋問開始
- ← 非公開尋問終了
- ← 公衆を入廷させる (5項)

テープコード

--	--	--